

1. 賞与支払届を同封しています

賞与を支給された事業所様は、「賞与支払届」をお忘れなく必ずご提出ください。支給されなかった場合も「賞与支払届総括表」のみご提出ください。（その際は、総括表の不支給に○をつけてください）

提出方法については同封の「被保険者賞与支払届・総括表の提出について」をご参照ください。

2. 来月12月2日をもって「健康保険被保険者証」(以下「健康保険証」)の発行が廃止になります。

それに伴い「資格取得届」「被扶養者異動届」「健康保険被保険者証再発行届」等の届出用紙が新様式に変更になります。ホームページの「申請書一覧」のページを更新のうえDLしてください。

また「資格情報のお知らせ」の他「資格確認書」、「マイナ保険証」等々名称や役割の説明、今後の資格取得時や喪失時の取扱いの違いなどを詳細にまとめた

「健康保険証の廃止に関するお知らせ～マイナ保険証の登録をお願いします～」

を同封しています。ボリュームのある資料ですが、ぜひ一度熟読いただきまして、来る12月2日以降の健康保険証廃止後の届出や取扱い等に遺漏なきよう、どうぞよろしくお願いいたします。

3. 資格情報のお知らせについて(よくある質問)

過日、令和6年10月12日現在ご加入の方に配付いただきました「資格情報のお知らせ」について、お問合せいただきましたご質問を抜粋してご紹介いたします。ご参考にしてください。

Q1.「お知らせを見ましたが、何をしたらいいですか？(または、何か届出するのですか?)」

A1.左下のマイナンバーの下4桁とご自身のマイナンバーの下4桁が一致することをご確認ください。

記載の内容がご自身の情報と違う場合は健保組合までお知らせください。

(※今後令和6年10月13日以降に資格取得された方の「資格情報のお知らせ」にはマイナンバー下4桁は表示されないタイプになり、ご自身の加入された健康保険組合の名称や記号番号をお伝えするとともに、資格情報をマイナポータルに登録完了の旨をお知らせするものになります)

Q2.「右下の切り取るカードはいつ使うのですか？」

A2.通常は使う場面は特にありません。ただし、マイナ保険証を使用する際に医療機関のシステムトラブル時や、マイナ保険証のカードリーダーの無い診療所(全国で5%)で受診する際に【マイナ保険証と合わせて提示する】ことで保険診療が受けられます。しかしながら、カードの内容はマイナポータルに表示される資格情報を提示することでも代用できますので、マイナポータルにアクセスできる方は切り取ったカードを携帯する必要はありません。

pepUp ツーりん

10月のウォーキングイベント「ボブの宇宙への旅」が終了しました。多数のご参加をいただきありがとうございました。

11月は「日々の記録チャレンジ」開催中です。さらに12月16日から1月15日にかけては「体重測定チャレンジ」を開催します。ポイントを集めながら健康習慣を身につけましょう。裏面に詳細あり →

毎日測って

自分を把握



START!



DAY 10



DAY 20

体重測定チャレンジ

FINISH!

期間中20日以上体重を記録すると



500 Pepポイント GET!

開催日程
2024年12月16日
~2025年1月15日

参加方法

「体重測定チャレンジ」はPepUp内の特設ページから参加できます。期間中、20日以上体重を記録すると500ポイントプレゼントします。貯まったポイントはAmazonギフト券や素敵な景品と交換できます。お届けした登録案内通知に従いPep Upにご登録ください。登録案内通知を紛失されてしまった方は健康保険組合へお問い合わせください。

チャレンジの参加にはペップアップへの登録が必要です！

- 1 お届けした登録案内通知をご用意ください。
- 2 Pep Upへ登録完了後、体重測定チャレンジのページからご参加ください。



ログインしてからアクセス

URL https://pepup.life/users/sign_up



pepUp.

ペップアップ